
平成21年 第3回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第3日)

平成21年 6月18日 (木曜日)

議事日程 (第3号)

平成21年 6月18日 午前10時00分開議

- 日程第 1 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第1～日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第33号議案 平成21年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
(日程第3 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第34号議案 高規格救急自動車の購入契約について
(日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 意見書案 「農地法等一部改正」案の撤回・廃案を求める意見書
第 8 号
(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 意見書案 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書
第 9 号
- 日程第 7 意見書案 核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書
第 10 号
(日程第6～日程第7 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 中家多恵子君 | 2 番 佐々木晴一君 |
| 3 番 安田 明美君 | 4 番 植本 種實君 |
| 5 番 宮下 寛君 | 6 番 青木 孝子君 |
| 7 番 原田 隆博君 | 8 番 井上 太一君 |
| 9 番 掛田るみ子君 | 10 番 草場 満彦君 |
| 11 番 中尾 淳子君 | 12 番 古野 嘉久君 |
| 13 番 上村 武郎君 | 14 番 井上 久雄君 |

15番 山本 慎悟君
17番 片岡 誠二君
19番 米満 一彦君

16番 堀田 英雄君
18番 下川 俊秀君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	中野 諭君
市民部長	………	小島 一行君	保健福祉部長	………	藤井 紀生君
福祉事務所長	………	溝口 悟君	建設産業部長	………	野上 忠良君
教育部長	………	中村信一郎君	上下水道局長	………	佐藤 満洋君
市立病院事務長	…	行徳 幸弘君	消防長	………	一田 健二君
総務課長	………	白尾 啓介君	経営企画課長	………	松尾 壮吾君
課税課長	………	門司 清君	収納課長	………	田口 澄雄君
人権男女共同参画課長	………				林 文男君
健康増進課長	………	中尾三千雄君	都市整備課長	………	中嶋伊佐雄君
教育総務課長	………	一田 和彦君	市立病院課長	………	成光 嘉明君
消防本部次長	………	安田光太郎君	財政課長補佐	………	高橋 洋君

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 承認第4号

日程第2. 承認第5号

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、承認第4号及び日程第2、承認第5号の専決処分2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第4号及び承認第5号につきましては、平成21年5月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、同条第3項の規定により、ご報告するものでございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、承認第4号平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

平成20年度の間接市特別会計国民健康保険事業の歳入総額は54億7,900万円となり、また、歳出総額は62億3,449万円となりましたことから、差し引き7億5,549万円の不足額が生じております。

このことにより、平成21年度補正予算として、歳出につきましては、11款の前年度繰上充用金で、また、歳入につきましては、11款の諸収入で7億5,549万円を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億4,118万円とするものでございます。

前年度に引き続いての赤字決算となりましたが、単年度決算で申し上げますと1,042万円の黒字決算となっており、今後も税収の増加に努めることはもちろん、保健事業の強化等、市民の皆様の健康増進と医療費の減少に努力を払うとともに、国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

次に、承認第5号平成21年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

平成20年度の間接市住宅新築資金等特別会計の決算額を調製いたしましたところ、歳入に不足が生じたので、これを補てんするため、専決処分としたものでございます。

補正予算のうち、歳出につきましては前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては諸収入に、それぞれ6億1,574万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億

1,738万円とするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分の2件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

承認第4号に対する賛成討論をさせていただきます。

この7億5,000万円の補正予算、これは平成20年度会計不足から来る今年度からの繰り入れでございますけども、先ほどの市長の説明でありましたように、市民の健康増進ということを聞き、これは非常に要であります。この国保会計を健全化していくためには市民の皆様の医療費抑制をしていくためには、市民の皆さんの健康増進が何よりも肝要であります。そのための予防医療を本当に力を入れていかなければなりません。そして、また、市長を初め市役所の職員が襟を正して率先してやっていかなければなりません。とりわけ市役所におきましては、喫煙などにおいては非常にこれは慎むべきであります。今、中間市は市役所においては9カ所の喫煙所があるわけですけど、こういった実態です、市民がどう思っているのでしょうか。市役所の職員の人たちが率先してそういう健康増進に努める中において、市民の皆様もやはり健康増進に努めてみようと思うのではないのでしょうか。

国保会計を健全化するためには、まず市役所自ら、職員から、市長から襟を正すべきだと思い賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

承認第5号中間市住宅新築資金等特別会計補正予算につきましては、もう皆さんもご存じのように不正な同和住宅資金等の貸し付けによるものであり、市民の税金を使うということは認めるわけにいきませんので反対いたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第3. 第33号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、第33号議案平成21年度中間市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、市民文教委員長の報告を求めます。掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案平成21年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、市民文教委員会で審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳出といたしましては、学校耐震化優先度調査に基づき、中間北小学校及び中間北中学校の耐震診断を実施しましたところ、耐震補強工事を要する結果となりました。この工事の実施設計に要する経費として、中間北小学校の校舎及び屋内運動場に要する経費530万円、中間北中学校の屋内運動場に要する経費250万円が計上されております。

歳入といたしましては、財源調整として前年度繰越金780万円が計上されております。

なお、中間北小学校及び中間北中学校に係る学校耐震化事業につきましては、平成21年度に国の1次補正予算として要望しており、事業が採択されましたら、工事費を本年度補正予算として計上、明許繰越の上、平成22年度上半期で施工を図るという説明が

ございました。

以上が、当委員会に付託されました議案の内容でございます。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。佐々木晴一君。

○議員（２番 佐々木晴一君）

第３３号議案平成２１年度中間市一般会計補正予算（第２号）に対する賛成討論をさせていただきます。

文部科学省が今月１６日に発表した公立小中学校の耐震改修状況調査で中間市の耐震化率は１９．４％という非常に低い数値が上げられていました。これは全国平均６７％、福岡県平均５６％をはるかに下回る中間市の耐震化率です。耐震化の改修ペースを速めなくてはなりません。中国の四川大地震のように授業中の子どもたちの命を失わないためにも、災害時での市民の安全な避難所を確保するためにも中間市の小中学校の耐震化改修計画を早期に見直していただくことを強く要求させていただきまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第３３号議案平成２１年度中間市一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第３３号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第34号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第4、第34号議案高規格救急自動車の購入契約についてを議題とし、総務委員長の報告を求めます。下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第34号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

第34号議案の高規格救急自動車の購入契約についてであります。現在、消防署で所有しております救急自動車3台のうち、3号車（2B型）につきましては、平成8年度に購入し、初年度登録から12年と5カ月が経過したことから、平成21年度に高規格救急自動車へ買い替えるものであります。

2B型は、救急救命士が行う処置に必要な高度救命資器材が装備されていない上、救急救命士の活動スペースが十分に確保されていません。また、患者さんをより安静に搬送するための防振架台も装備されていないものであります。

このたびの、高規格救急自動車への更新が実現すれば、本市の保有する3台の救急自動車のすべてが高度救命資器材を装備することとなり、救急救命士の搭乗と相まって、より一層、市民の皆様に高度で公平な救命措置を施すことができることとなります。

購入に当たりましては、先月14日に、予定価格を3,199万円とし、2社による入札を行いました結果、福岡トヨタ自動車株式会社中間店が3,147万円で落札をしたことから、同日付で同社と仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、当委員会に付託されました概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第34号議案高規格救急自動車の購入契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 意見書案第8号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第5、意見書案第8号「農地法等一部改正」案の撤回・廃案を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員(5番 宮下 寛君)

「農地法等一部改定」案の撤回・廃案を求める意見書について提案理由を述べてまいります。

改定案ということですが、昨日、国会にて参議院本会議で採決をされました。ですから、ここは「改正」案ではなくて「改定」ということに改めてまいります。

今国会に提出された農地法「改定」は、「耕作者の地位を安定」という文言は残したものの、耕作者主義の核心である「農地は耕作者自らが所有することを最も適当と認め」という条文を削除し、「農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進する」とし、一定の条件を満たせば農業に関わらない大企業や外資系企業を含む一般企業が農地を利用できるようになります。

また、農業委員会が地域の実態に即して定める標準小作料を廃止することは、企業がより高い借地料で優良農地を集めることを可能にします。このことは政府が育成しようとしてきた認定農家や集落営農の存在を脅かしかねません。

しかも、賃借期間が20年から50年に拡大されることは、企業による事実上の農地取得に道を開くものです。

今日、農地には食糧生産の基盤であるとともに、環境や国土の保全、住民の暮らしや就業の確保、伝統や文化をはぐくむ地域の共有財産としての役割も求められています。地域の共同の財産として求められる農地を、目先の利潤追求が第一の農外企業に無制限に規制緩和を図れば、農業の活性化どころか農地利用や農村社会にはかり知れない混乱と障害を持ち込むことになるのは明らかであります。

「改定」は農地は耕作者のものという原則を放棄し、「効率的な利用」を図ればだれでもいいという考え方への転換であり、時代の要請と逆行するものです。

今必要なことは、国際的に食糧需給の逼迫に対応して、食料自給率を向上させる農政であり、価格保障や所得保障など安心して農業に励める条件を抜本的に整えることでありま

す。それと地域の努力が結びついてこそ耕作放棄の解消も進むものといえます。

よって、政府においては「農地法等一部改定」を撤回・廃棄をし、農業者が後継者に安心して託せる対策を図るよう求めるものであります。

政府は、この改定を耕作放棄地対策だとして、農地法等の今回の改定を持ち出しましたが、日本農業に困難をもたらしたのは自民党農政による農産物の輸入自由化を初め農産物価格引き下げ政策で農業者の営農意欲を奪ったからにほかなりません。

今必要なことは、このような農地法等の一部改定ではなく、米を初めとする農産物価格保障制度を抜本的に拡充充実させ、日本農業を再生させることであることを強く指摘をして提案説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

意見書案第8号の「農地法等一部改正」の撤回・廃案を求める意見書案に対し、公明党を代表し、反対討論を行います。

まず、申し上げたいのは、今、宮下議員がおっしゃいましたように、昨日6月17日に改正農地法が成立をいたしました。自民、公明、民主の3党から提出されたものが4月30日に衆議院で、そして昨日6月17日に参議院で可決をされました。年内に施行の見通しとのことでございます。

国会で十分に審議され、成立したばかりの法律に撤回、廃案を求める意見書案を提出されること自体がいかげなことかと思っております。

反対の理由といたしましても、昭和27年に制定されました農地法は、耕作者自らが農地を所有することを基本としております。しかし、農家の高齢化や後継者難が指摘をされ、農作物がつくられずに放置されたままの耕作放棄地が増加傾向にある現実を見れば、所有遵守の規定がかえって農地の利用を妨げていることを言わざるを得ません。

成立した改正法では、農地の減少に歯どめをかけるために転用規制を強化しつつ、農地の有効利用を後押しするとの二つの方向性を示しております。農地の有効利用のためには

まず所有者がきちんと利用することが大前提でございます。その責務を法律上明確にする、その上で自ら利用できない場合に農地を貸しやすいように、また、貸し付け農地でも相続税の納税猶予を受けられるようにする。借り手側に対しては規制を緩和し、企業の農業参入を原則自由化にし、さらに、借り手が効率的に使えるように市町村などが所有者の委託を受け、まとまった農地を貸し付ける仕組みを設ける等の内容になっております。意見書案の中には企業参入を危惧されておりましたが、企業が農業に参入する際は、役員のうちの1人以上常時農業経営に従事することなどが盛り込まれております。私ども公明党は、この改正によって意欲のある人に農地が集まるようになれば農業活性化に希望が持てる、また、農地の流動化促進に期待が持てるものと考えております。よって、意見書案第8号に対しましては反対をいたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今討論で、17日、昨日本会議で通ったということですがけれども、先日の委員会では民主党の議員、自民党議員もいろんな意見を出してるということです。

例えば、民主党の議員は、多様な農業の担い手というが、小さい農家がなくなり大企業だけになる危険があると、このような意見も出ております。また、自民党の中からは、農地参入の入り口と出口の規制が的確に行われないと大変な困難に陥ると、このような議論がたくさん出ており、本会議での採決が終わったとはいえ十分な論議がなされているとは思えません。

また、地方から、こういう農業、小さい農業の守り手を育てるという立場で意見をどんどん上げるということは採択後も必要なことではないかというふうに思っております。

そうして、自民・公明政権が進める「構造改革」路線による、大企業の利益を第一とする政策によって、今日の経済危機と大量の失業者を生み出しています。

今回の「農地法一部改正」でも、財界の要求にこたえ、企業に農地の利用権を全面的に認めるもので、「自ら耕作に従事するもの」に農地取得を認めるという基本理念を投げ捨てております。

例えば、川西地域の農業生産者は農産物の価格保障がないため生計が立たない、後継者がいないという問題を抱えており、企業の参入が自由になれば、家族経営を中心とした農業の担い手がなくなり大企業だけになるのではないかと危惧されます。

企業は、利益が出ないと撤退することは明らかで、農地を荒廃させてしまいます。

ちなみに、2005年に賃貸による農外企業の参入が拡大され、2008年3月現在、全国で281社が進出しましたが、赤字経営が多く、既に半年後の2008年9月には38社が撤退しています。

農業は国の基幹産業です。今、日本の食料自給率は40%まで下落しており、耕作放棄

地の対策は急務です。そのためには、先ほど宮下議員も申しましたように、農産物価格保障制度を充実させ、日本の農業を再生することです。

以上、賛成討論といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに。植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

賛成討論をいたします。

今言われた理由もあるのですが、農地というのは農民の方が営々と耕されてきて、経済第一主義で農業を行うべきではないところも十分あります。食料のことについても安心・安全は大企業の経済理論で生産コストだけの問題ではないところがありますので、私としてはこの案に賛成いたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第8号「農地法等一部改正」案の撤回・廃案を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第8号は原案否決されました。

日程第6. 意見書案第 9号

日程第7. 意見書案第10号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第6、意見書案第9号及び日程第7、意見書案第10号の意見書案2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案2件については、いずれも提案理由の説明を省略することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

議題のうち、まず、意見書案第9号経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において安田明美さん及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長(井上 太一君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成21年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 安 田 明 美

議 員 片 岡 誠 二